〜医療費の 部を助成します~

以助戏

【問い合わせ】保険年金課 22 · 9660 FAX 26 0 1 5 ∑hoken@city.iga.lg.jp

9月1日から

受給資格証が 福祉医療費

変わります

は、8月下旬に新しい受給資格証 を送付します。 降も引き続き受給資格のある人に 得に基づき、受給資格を見直しま き、福祉医療費の受給資格には所 者、扶養義務者などの前年中の所 得制限があります。本人や保護 義務教育就学前の子どもを除 現在受給資格があり、9月以

過などで受給していない人や受給 資格要件に該当する人で申請をし は不要です。前年度以前に所得超 ていない人のみ申請をしてくださ 現在受給中の人は、更新手続き

障 が い 者 医 療

【対象者】

①身体障害者手帳1~3級のいずれか 次の①~③のいずれかに該当する人

をお持ちの人

③精神障害者保健福祉手帳1級または ②療育手帳AまたはBをお持ちの人 2級をお持ちの人

※本人と扶養義務者などに所得制限が

あります。

金を差し引いた額

助成対象医療費

医療機関で支払った保険適用の医

※高額療養費、公費負担金、附加給付

※学校管理下のけがなどによるスポー ツ保険の窓口負担額は対象外

【手続きに必要なもの

○振込先がわかるもの ○身体障害者手帳・療育手帳・精神障 べての手帳 ○健康保険証 害者保健福祉手帳のうち該当するす 〇印鑑

○本人・扶養義務者などのマイナンバ ーがわかるもの

○届出人の本人確認書類(顔写真付き の場合は1点、それ以外は2点)

親家庭 ... 等

対象者

①母子家庭で養育されている*18歳未 満児とその母 次の①~④のいずれかに該当する人

②父子家庭で養育されている*18歳未 満児とその父

③父または母のいない*18歳未満児と

④父または母が重度の障がい (国民年 その養育者 金の障害等級1級程度)にある*18

※本人と扶養義務者などに所得制限が 歳未満児とその父または母

あります

日以降最初の3月31日までにある人 「18歳未満児」……18歳に達する

【助成対象医療費

医療機関で支払った保険適用の医

※高額療養費、公費負担金、附加給付 金を差し引いた額

※学校管理下のけがなどによるスポー ツ保険の窓口負担額は対象外

【手続きに必要なもの】

- ○健康保険証
- ○振込先がわかるもの
- ○児童扶養手当証書または公的年金証
- ○本人・扶養義務者などのマイナンバ 書と児童・養育者の戸籍謄本

ーがわかるもの

届出人の本人確認書類(顔写真付き の場合は1点、それ以外は2点)

なります。

ことで、窓口での支払いが無料に

(黄色) の受給資格証を提示する

調剤薬局・訪問看護ステーショ

重県内の医療機関(医科・歯科 す。義務教育就学前の子どもが三 三重県内の医療機関に拡大されま

想される場合は、あらかじめ限

ません。高額療養費の発生が予

度額適用認定証の申請をしてく

なければ現物給付の対象になり 合、限度額適用認定証の提示が 施してきた医療費の窓口負担無料

(現物給付)が9月診療分から

伊賀市・名張市の医療機関で宝

※国民健康保険に加入している人

高額療養費の該当となる場

関へ提示することで、 費受給資格証(青色)

届出口座

へお戻しします。

無料化

医療費窓口負担

未就学児の

※受診日に現物給付(黄色)の受

合は、窓口で医療費をお支払い 給資格証を提示できなかった場

していただき、後日、

を医療機 福祉医療

ン)を受診するときは、現物給付

ださい。



子 تع も 医 療

【対象者

日までの子ども 15歳に達する日以降の最初の3月31

※保護者に所得制限がありますが、義 ※手続きが遅れると、出生日から受給 務教育就学前の子どもに限り所得制 給資格認定の手続きをしてください。 ら、健康保険加入手続き後、早めに受 がありますので、子どもが生まれた 資格を得ることができなくなる場合

療費 医療機関で支払った保険適用の医

※高額療養費、公費負担金、附加給付 金を差し引いた額

助成対象医療費

○振込先がわかるもの ○子・保護者(父・母)のマイナンバ ーがわかるもの

限はありません。

〇印鑑

○子の健康保険証 【手続きに必要なもの】

※学校管理下のけがなどによるスポー

ツ保険の窓口負担額は対象外 ○届出人の本人確認書類(顔写真付き の場合は1点、それ以外は2点)

県内の医療機関を 受診するとき

受給資格証を必ず窓口に提示して ください。 健康保険証と併せて福祉医療費

※後期高齢者医療制度に加入して いる人を除きます。



県外の医療機関を 受診したとき

成の手続きをしてください。 証を持って、市の窓口で医療費助 あるもの)と福祉医療費受給資格 機関名、保険点数、領収印などが 医療機関の領収書(氏名、医療